

東郷町特定開発等事業の防犯灯の基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例（平成29年東郷町条例第25号。以下「条例」という。）のうち特定開発等事業の防犯灯の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防犯灯の構造等の基準)

第2条 条例第36条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯の形式は、電柱共架式防犯灯とする。ただし、この形式で設置することができないときは、支柱式防犯灯とする。
- (2) 防犯灯の種類は、自動点滅機能付の蛍光灯20形相当の明るさのLED防犯灯とする。

2 条例第36条ただし書の規則で定める区域は、東郷セントラル地区のうち町長が告示で定める区域とする。

(防犯灯の帰属)

第3条 前条の基準に適合して設置された防犯灯は、町に帰属するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により行う手続に係る特定開発等事業については、この規則の施行前においても、この規則の基準に従わなければならない。